

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域には、高齢者や障がいのある人、子育て中の人、生活に困窮している人など、さまざまな人が生活しています。それらの人々が抱える生活課題は、複雑・多様化しており、地域が「わ（和・輪）」となり、相互に支え合える地域づくりが求められています。

本計画では、地域に住むさまざまな人や組織、関係団体、事業所などと行政が協働して、地域全体が、互いにかかわりあって、助け合い、自分らしくのびのびと暮らし、しあわせを実感できる福祉のまちづくりをめざし、以下のように基本理念を定めます。

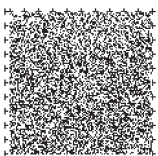
かかわりあって

たすけあい

のびのび

しあわせのまちづくり

～みんなで助け合える地域共生社会の実現をめざして～



2 基本目標

計画の基本理念「かかわりあって たすけあい のびのび しあわせのまちづくり ～みんなで助け合える地域共生社会の実現をめざして～」の実現に向けて、以下の4つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

基本目標1 地域のつながりをつくる

地域の問題の発見、地域での見守り、災害時の避難行動要支援者の支援などの地域福祉を進めていくためには、その基盤として住民同士が日常的に交流し、つながりがあることが基本です。

住民が、地域とつながることの喜びを感じ、地域とつながることできざまな生活課題を発見できる仕組みづくりをめざします。

基本目標2 地域福祉の担い手をつくる

地域福祉の考え方は、すべての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという、「お互いさま」の精神の上に成り立っています。

学習や地域活動への参加促進をはじめとする取り組みにより、地域福祉の担い手や、活動の中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンの育成をめざします。

基本目標3 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

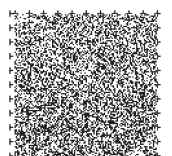
家庭や地域が抱える問題は複雑・多様化しています。これまでの見守り活動や公的制度から外れる人も増加し、社会的に孤立する人も増加しています。

地域の人々が、互いにちょっとした変化・異変に気づき、予防的にかかわることや気軽に「助けて」といえる関係づくりを進めることが大切です。地域住民と専門職がつながり、課題が深刻化する前に発見し、支え合えるための地域福祉のセーフティネットの構築をめざします。

基本目標4 安全・安心な地域をつくる

誰もが安全で快適に暮らせる地域環境は、地域福祉の仕組みづくりや取り組みを効果的に進めていく上での基盤としても、重要な役割を担っています。

弱い立場に置かれがちな人なども安心して暮らせるよう、地域福祉の視点から福祉のまちづくりを推進し、安全・安心な地域づくりをめざします。



3 基本的な視点

生活課題が複雑・多様化する中で、行政サービスだけでは十分な対応ができない状況が想定されます。本計画は、「自助」「互助」「共助」「公助」の役割分担と相互の連携によって取り組んでいきます。

多面的なセーフティネットの構築や、災害時に被害を最小限に抑えるための備え等には、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」がそれぞれ有効に機能し、連携することが大切です。

自助（個人・家族）

日常生活の中のさまざまな課題に対して、個人の意思と行動や、家族の支え合いによって主体的に解決を図ることを「自助」といいます。また、自分の努力のみで解決出来ない課題等についても、自らの判断で隣近所や友人に相談したり、行政や専門機関に情報や支援を求めることも「自助」の一環です。

計画では、一人ひとりがより「自助」に取り組みやすいような環境整備に努めます。

互助（近隣・地域）

「自助」では解決できない課題に対して、近隣・地域に住まう人同士や地域で活動する組織・団体等による、支え合い・助け合いで解決を図ることを「互助」といい、見守り活動や災害時の避難支援をはじめ、地域福祉においては中心的な取り組みになります。

「互助」を進めていくには、地域で暮らす誰もが福祉の受け手であると同時に、担い手でもあることを自覚し、地域の中でお互いの信頼関係を保ち、それぞれが役割を担っていくことが大切です。

共助（保険）

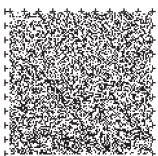
制度化された相互扶助（社会の中で一人一人が互いに助け合うこと）のことで、医療、年金、介護保険、社会保険制度などで多くの被保険者により相互の負担を分散化して成り立つような取り組みになります。

支えてもらう側と支える側の力のバランスが崩れると、支え合い・助け合いで解決を図る「互助」の関係性が壊れてしまいます。そこで、必要に応じて「共助」により第三者が介入することで、「自助」を支え、「互助」の負担を減らします。

公助（行政）

公による負担（税による負担）で成り立ち、行政や公的機関が提供するサービスや支援を「公助」といいます。自助や互助、共助だけでは解決が難しい複雑・多様化する地域生活課題に対応し、地域福祉を推進するための社会全体の基盤づくりを行うことも「公助」の役割となります。

行政や公的機関は、法律に基づく制度や、広域的な対応の役割に加え、地域住民同士や地域で活動する組織・団体等の地域主体の活動を支援援助するよう努めます。



4 重点的な取り組み

複数の取り組みの方向性を横断する取り組みとして、かつ、市と社会福祉協議会・地域等が協働し、全市的に進める施策との位置づけから、次の3項目を重点的な取り組みとします。

重点取組1 全市的な見守り&セーフティネットの強化

あいさつ・声かけ運動の次のステップとして、見守りをはじめとした安否確認、異変の気づき、徘徊の発見、子どもの安全確保などの取り組みに展開できるよう、各校区や団体・機関等の協力により、全市的・重層的なセーフティネットを構築します。

そのため、各小地域や校区での見守り活動の体制づくりについての検討会議等を開催し、実践的な事例検討や、各相談・支援機関とのスムーズな連携関係を築きます。

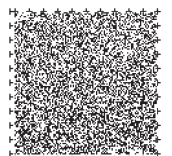
また、さまざまな店舗や民間事業者など、より新たな機関・社会資源の巻き込みによって、見守り力の拡大を図り、「生活支援」も視野に入れた支え合いの仕組みづくりを目指します。

これらの取り組みにより、どんな時でも安心して暮らせるまちづくりを、地域みんなの参加・協力により実現します。

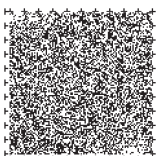
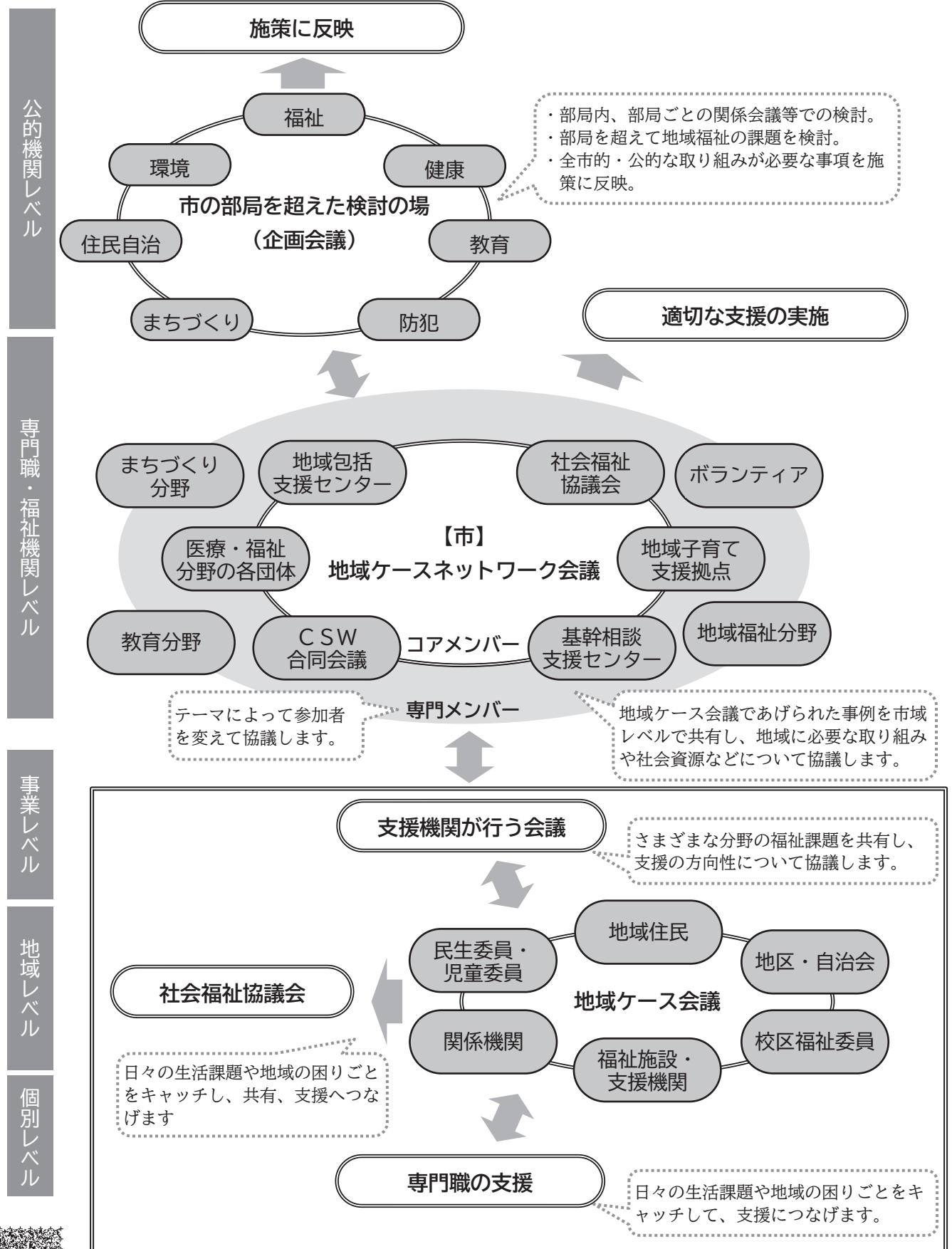
重点取組2 分野を超えた地域福祉ネットワークの構築

複雑・多様化する地域課題に対応し、その解決を図るため、縦割り・分野別を超えた、「オール交野の地域福祉ネットワーク」を構築します。

具体的には、「地域レベル」、「専門職・福祉機関レベル」、「公的機関レベル」の互助・共助・公助の各層と、公的機関同士の所管分野の縦割りを超えた、地域福祉の課題を検討するネットワークを構築し、地域で起こっている身近な諸問題（生活困窮・虐待・いじめ等）や課題等を「地域ケース会議」で把握し、専門職・福祉機関も参加する「地域ケースネットワーク会議」にて専門的な視点で検討を加え、市の関係部署も交えた会議の場（企画会議）で、全市的・公的に取り組みが必要なものを施策に反映させることにより、官民協働の包括的な取り組みで問題解決を図ります。



■ 地域福祉のネットワークのイメージ



重点取組3 「おりひめ支え愛プロジェクト」のさらなる推進

平成26年度（2014年度）からスタートした、災害時の避難行動要支援者支援事業である「おりひめ支え愛プロジェクト」については、要支援者の名簿作成が全地区で一定の整備が進みました。

前回計画に引き続き、地区による要支援者名簿の定期的な更新作業や、避難支援者の確保、避難訓練の実施、避難マップづくりなどの具体的な取り組みを支援し、市においても、住民基本台帳を活用した要支援者名簿の整理を行うなど、さまざまな想定外の事態が起こりうる災害の際にもしっかりと対応できるよう、地域の特性に応じたより実践的な取り組みを進めます。

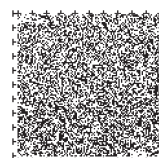
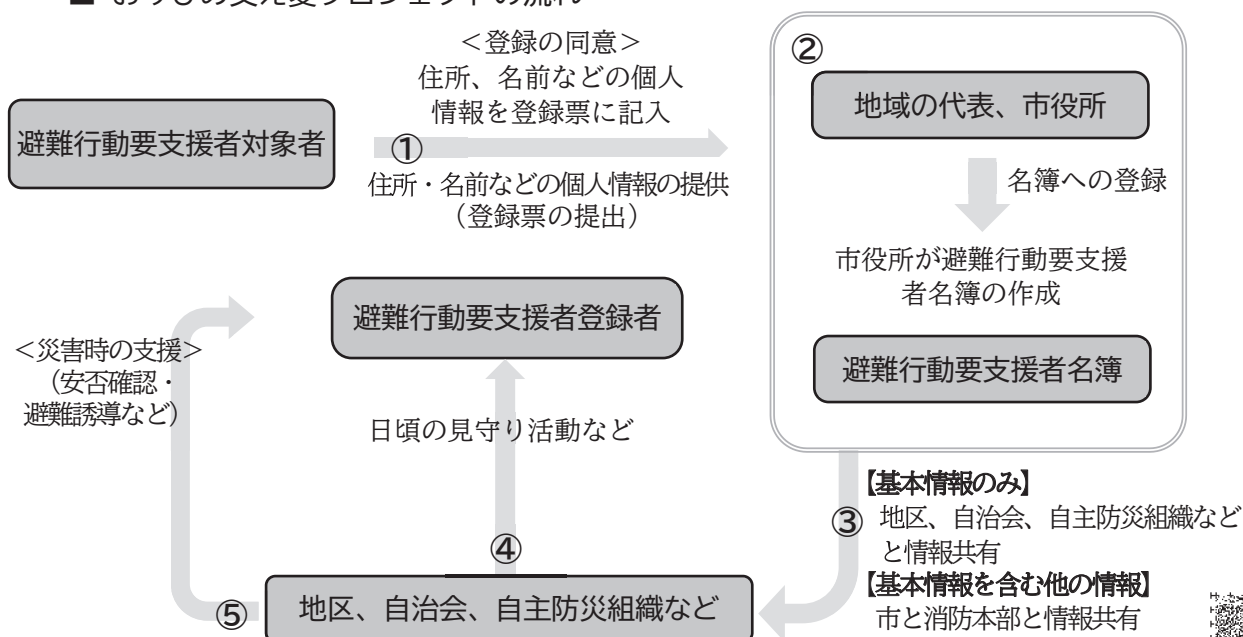
また、災害時のみならず、日常の見守り等の取り組みにも要支援者名簿の活用を図り、普段からのつながりを強化することによって、平常時からいざという時の緊急時まで、どんな時でも安全・安心の支え合いが発揮できるまちづくりを目指します。

これまで、おりひめ支え愛プロジェクト交流会については、地区全体（24地区）にて実施してきましたが、更に効果的に意見交換や情報交換が行えるよう、中学校区ごとに分けて、交流会を実施していきます。



■ おりひめ支え愛プロジェクトの対象

ひとりで移動の 困難な方	身体障害者手帳（1・2級）の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、療育手帳Aの方、在宅で介護保険の要介護（3～5）の方
高齢の方	65歳以上で単身の方、75歳以上の高齢世帯の方
災害時や緊急時に 不安をお持ちの方	例：妊婦、乳幼児を抱えた方、上記以外の高齢者世帯、特定疾患の方、障がいのある方、介護保険の要介護（1・2）の方、要支援（1・2）の方などで、災害時の避難に不安のある方

■ おりひめ支え愛プロジェクトの流れ



5 計画の体系

基本理念	基本目標	取り組みの方向性
<p>かかわりあって たすけあい のびのび しあわせのまちづくり 〽 みんなで助け合える地域共生社会の実現をめざして 〽</p>	<p style="text-align: center;">基本目標 1 地域のつながりをつくる</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権意識や福祉のこころを育む広報啓発の充実 (2) 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現（自殺対策計画） (3) 手話への理解の促進と普及 (4) 人権や福祉に関する教育の推進 (5) あいさつ・見守り・声かけ活動の促進 (6) 住民同士が交流できる場づくり
	<p style="text-align: center;">基本目標 2 地域福祉の担い手をつくる</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域福祉の担い手の確保 (2) 多様な活動機会の充実 (3) 担い手が活動しやすい環境づくり (4) 地域において、ちょっとした困りごとをサポートする体制づくり (5) 地域福祉のセーフティネットの構築
	<p style="text-align: center;">基本目標 3 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 権利擁護に関する支援の充実（成年後見制度利用促進計画） (2) 再犯防止に向けた取組の推進（再犯防止推進計画） (3) 総合的な相談支援体制の充実 (4) 生活困窮世帯への支援の充実 (5) 健康支援や生活支援の充実
	<p style="text-align: center;">基本目標 4 安全・安心な地域をつくる</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する知識の普及啓発 (2) 地域の自主防災活動の促進 (3) 災害時の支援体制の整備（おりひめ支え愛プロジェクトの推進） (4) 防犯意識の向上を図る啓発の推進 (5) 地域における防犯活動の促進 (6) 交通事故対策の推進

